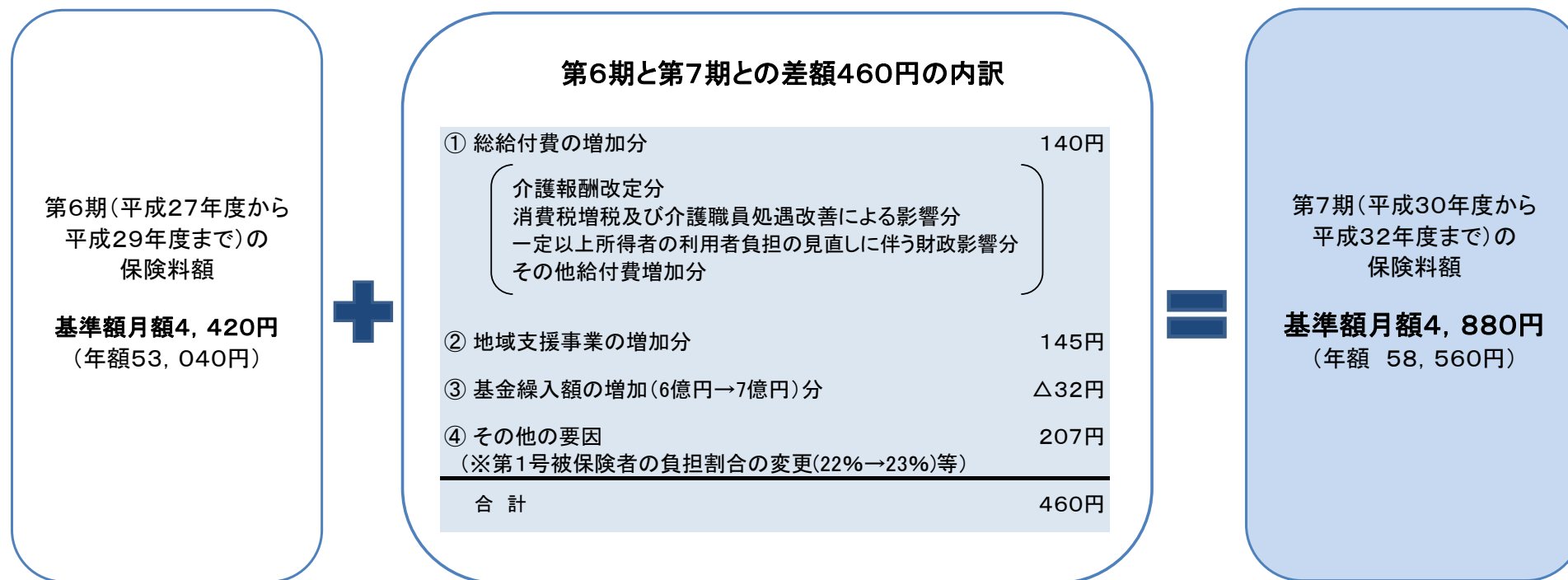


## 第6期と第7期の差額の内訳



### 【内訳の概要】

- ①平成30年4月に介護報酬の増額改定が予定されています。  
平成31年10月に消費税率の10%への引き上げが予定されており、併せて介護職員処遇改善にかかる報酬の引き上げも予定されています。  
平成30年8月から、所得の高い層の利用者負担割合を3割に引き上げることが予定されており、保険料の減額要因となります。
- ②総合事業開始に伴い、介護予防通所介護、介護予防訪問介護にかかる給付費が地域支援事業費に移行します。
- ③介護保険運営基金については、第7期では第6期より1億円多い7億円の取り崩しを予定しています。
- ④第7期では、保険給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者の負担割合が22%から23%へ引き上げられます。